

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工 事 名：令和4年度新宿御苑菊上家等設置工事

2. 工事場所：東京都新宿区内藤町11

3. 工 期：契約の日から令和4年12月23日まで

また、上家建て方は下記の期日までに実施し、解体は菊花壇展終了後に速やかに行う。

- ・懸崖菊花壇上家 : 令和4年10月24日
- ・肥後菊花壇上家 : 令和4年10月26日
- ・大作り花壇上家 : 令和4年9月20日
- ・江戸菊花壇上家 : 令和4年10月4日
- ・大菊花壇上家 : 令和4年10月11日
- ・伊勢菊・丁字菊・嵯峨菊花壇上家 : 令和4年10月11日
- ・一文字菊・細管物菊花壇上家 : 令和4年10月11日

4. 工事内容：新宿御苑において毎年11月1日から開催される菊花壇展のため、菊花壇用上家（竹木軸）の設置・解体、花壇の設置等を実施するもの。

(1) 建築工事

- ①菊花壇竹軸上家2棟 建て方及び解体
- ②菊花壇木軸上家5棟 建て方及び解体
- ③菊花壇上家6棟分の竹製手摺り設置及び片付け
- ④外構・その他工事
 - ・幕の取付け取外し（7棟分）
 - ・防風用よしず設置及び片付け

(2) 土木工事

- ①懸崖菊花壇設置及び片付け
大懸崖5株 中懸崖4株 小懸崖15～20株程度 計24～29株程度
- ②肥後菊花壇設置及び片付け
後植 12株 中植11株 前植12株 計35株
- ③伊勢菊・丁字菊・嵯峨菊花壇設置及び片付け
伊勢菊25株 丁字菊18株 嵯峨菊25株 計68株
- ④大作り花壇設置及び片付け
3株
- ⑤江戸菊花壇設置及び片付け
後植10株 中植9株 前植10株 計29株
- ⑥一文字菊・細管物菊花壇設置及び片付け
一文字13品種97株 細管物13品種97株 計26品種194株

⑦大菊花壇設置及び片付け

39品種311株

⑧露地花壇設置（2箇所）及び片付け

・第1露地

厚物（黄）37株 厚物（白）54株 玉菊（紅）60株程度

・第2露地

玉菊（紅）37株程度、玉菊（白）60株程度、玉菊（黄）42株程度

⑨その他工事

- ・展示期間中の花壇等の点検、手直し、防風用よしずの開け閉め等
- ・新宿門大作り、日本庭園中央入り口の展示設置撤去
- ・菊花壇案内・解説看板の設置及び撤去（園内・日本庭園内）
- ・花壇周辺環境整備（豆砂利歩道敷き均し等）

5 実施方法

（1） 共通事項

- ・工事の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。
その他の時間の工事实施については、新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。
- ・新宿御苑の休園日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日（特別開園日を除く）である）。
- ・休日（土曜、日曜及び祝祭日）の工事は認めないが、施工上やむを得ない理由があるときは、管理事務所に休日作業願を提出し事前に承認を得ること。
- ・新宿御苑の基本的な開園時間および閉園時間は次表のとおりである。

	開園時間	閉園
10/1~3/14	9:00-16:00	16:30
3/15~9/30 下記期間を除く	9:00-17:30	18:00
7/1~8/20	9:00-18:30	19:00

なお、早朝開園の実施や新型コロナウイルス感染症に係る状況により、表と異なる場合があるため、新宿御苑ホームページも参照すること。

<http://www.env.go.jp/garden/shinjukugyoen/2_guide/guide.html>

- ・工事にあたっては、「新宿御苑内工事作業心得要領」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。
- ・作業員の新宿御苑への出入りは管理門より通行すること。
- ・工事にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
- ・工事開始前及び工事終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
- ・園内への車両の乗り入れは、4tまでとする。ただし、管理区域（管理門及び管理事務所北側）については大型車の乗り入れは可能である。

- ・園内での車両通行は、休園日や開園前などを基本として計画的に行い、ハザードランプ点滅の上、最徐行を厳守すること。
- ・園内の施設・構造物等や樹木を損傷したり、公園利用者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時工事区域周辺の安全管理を行うこと。
- ・園内の施設・構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、監督職員に直ちに連絡するとともに、請負者の責任において速やかに現況復旧すること。
- ・工事にあたっては、疑義点が生じた際には、監督職員に協議すること。
- ・本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

(2) 上家設置工事

- ①竹木軸上家の使用材料については、特に精選されたものを使用するので、監督職員立会のもと、材料の承認を受けるとともに、切り込み、建て込み前に再確認を受けること。
- ②竹木軸上家の使用材料、品質等は以下のとおり。
 - ア 上家建て方用杉及び檜丸太は皮はぎ新材で、曲がり、腐り、虫食い、変色のない所定の規格寸法を有する上等品であること。
 - イ 真竹は2年以上の粘りの強い、曲がりのない青竹とし、腐り、虫食い、変色のない所定の規格寸法を有すること。
 - ウ 上家屋根及び壁のよしずは磨きよしずを使用すること。
- ③肥後菊及び懸崖菊上家の前柱用檜丸太は組立前に荒縄タワシ等で念入りに磨き上げること。
- ④肥後菊、懸崖菊上家のよしずは二重張りとし、屋根については農業用ビニールフィルムを、壁についてはこもをよしずの間に挟み込むこと。
- ⑤7つの花壇について、菊花壇展前日又は当日の開園前に幕の取り付けを行う。幕の撤去は菊花壇撤去日の始めに回収する。その際、泥の付着等注意を払うこと。
- ⑥防風用よしずは上家を立てた後、基本的に菊の搬入前に取り付けを行うこと。
- ⑦上家設置に当たっては、監督職員を通じ工程等について特に調整を行うこと。
- ⑧展示終了後、看板、袖垣等は所定の場所に丁寧に整理・運搬・格納すること。
- ⑨工事に伴い発生した廃材（木竹）に関しては園内管理等に使用するため、監督職員の指示に従い、所定の場所に運搬すること。再利用しにくい物については処分すること。
- ⑩木竹以外の廃材の処理方法については専門業者への委託処理を原則とするが、リサイクル率を高めるため詳細については監督職員と協議すること。

(3) 土木工事

①懸崖菊花壇設置及び片付け

菊の大きさに合わせて木台の設置位置を調整する。雨が降ると地盤が緩むため鉢を置いても倒れないように突き固める。懸崖菊に使用している鉢は宮内省時代か

らのもので取扱いには細心の注意を払う。植付け後は地面を均し松葉を敷き詰める。花壇手前の流れの清掃を行う。

②肥後菊花壇設置及び片付け

割出図面に従い割出を行い、後・中・前の順で植え付けを行う。黒土で花壇表面を平らにならした後、園内から採取し、ふるい、選別した苔を撒き、細かい散水ノズル等用いて落ち着かせる。

③伊勢菊・丁字菊・嵯峨菊花壇設置及び片付け

割出図面に従い割出を行う。高さはその年の菊の生育状況に合わせるため監督職員の指示に従い調整する。後の株から伊勢菊・丁字菊・嵯峨菊を同時に植え付ける。植付け後は土手を綺麗に仕上げふるった黒土で化粧を行う。

④大作り花壇設置及び片付け

割出図面に従い割出を行い、石台を設置する。菊ヤードから花壇に使用する株の掘り上げ、養生、運搬を行う。花壇に定植後、仕立ての設計図に基づき仕立てを行う。仕立て後は土手を綺麗に仕上げふるった黒土で化粧を行う。

⑤江戸菊花壇設置及び片付け

割出図面に従い割出を行う。高さはその年の菊の生育状況に合わせるため監督官の指示に従い調整する。使用する鉢が大きいいため植穴を大きく掘り、高さを揃えて後植から順に植えていく。植付け後は土手を綺麗に仕上げる。化粧土は定植後花首を固定した後に行う。仕立て後は土手を綺麗に仕上げふるった黒土で化粧を行う。

⑥一文字菊・細管物菊花壇設置及び片付け

割出図面に従い割出を行う。高さはその年の菊の生育状況に合わせるため監督職員の指示に従い調整する。向って右後側から一文字(黄)で始まり次列の管物(白)3本植え、一文字(紅)5本植えと品種、色を交互に、高さ、列を揃えて植え付けを行う。仕立て後は土手を綺麗に仕上げふるった黒土で化粧を行う。

⑦大菊花壇設置及び片付け

割出図面に従い割出を行う。高さはその年の菊の生育状況に合わせるため監督職員の指示に従い調整する。左後側から黄(1本)で始まり次列の白(3本植)、紅(5本植)と3色を交互に、高さ、列を揃えて植え付けを行う。仕立て後は土手を綺麗に仕上げふるった黒土で化粧を行う。

⑧露地花壇設置(2箇所)及び片付け

・第1露地花壇

割出図面に従い割出を行う。中心部に厚物菊を植え、周りに玉物菊を畑から掘り上げ植え付けを行う。植付け後は土手を綺麗に仕上げる。

・第2露地花壇

割出図面に従い割出を行う。中心部に黄色、周りに紅色の玉菊、小円には黄色の玉菊を畑から掘り上げ植え付けを行う。植付け後は土手を綺麗に仕上げる。

⑨その他工事

- ・ 展示期間中の展示の点検、手直し、防風用よしずの開け閉め等、1日最低1人を常駐させ、補修等必要な際には迅速に対応する。11月1日～20日まで展示予定。
上家の開閉点検手直しの空いた時間については、監督職員の指示により、菊花壇展の片付け準備、竹材のチップ、薪割り等を行う。
- ・ 新宿門の展示設置撤去
2.5m幅程度の大作りを新宿門入り口、日本庭園中央入り口にトピアリー等を運搬設置し手直しを行う。
- ・ 菊花壇展案内版、解説看板の設置撤去（園内・日本庭園内）
園内矢印案内板（A3サイズ）18枚程度　日本庭園矢印案内板（A5サイズ）20枚程度、各花壇の名称板（A3程度のサイズ）7枚、各花壇の説明看板（A1程度のサイズ）7枚、設置位置の微調整が必要な際は監督職員の指示に従い調整すること。
- ・ 花壇周辺環境整備（豆砂利歩道敷き均し等）
花壇土手と玉砂利の境界線を直線状に綺麗に仕上げること。

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。
5. 工事の特性上、建設工事おける週休2日制の試行対象としない。

III 適用基準等

- (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (4) 工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）
- (5) 建築工事施工管理方針(国土交通省)

IV 特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 自然公園法による地域地種区分　一公園一地域（市街地（DID 補正））
- (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区

域

- (4) 文化財保護法による史跡名称天然記念物
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（A3、 A4）とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（必要、不要）とする。
- (3) 工事写真は、（A4 版、 版）の工事写真帳に整理して 1 部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年 2 月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件 ※該当しない箇所の詳細事項（a～）は省略できるものとする。

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組：現場環境改善費は効果が期待できないため積算しない。
- ②積算補正：市街地（DID 補正）
- ③調査対象工事： ④余裕工期の設定：

(2) 工程関係

- ①影響を受ける他の工事
 - a.工事名・発注者： b.制約内容：
- ②自然的・社会的条件による制約
 - a.要因： b.制約内容：
- ③関連機関との協議による制約
 - a.関連機関： b.制約内容：
 - c.未成立の場合における成立見込時期：
- ④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設

a.物件内容： b.物件管理者：

c.事前調査・移設の期間：

⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数

a.対象工種： b.場所：

c.日数： d.内容：

(3) 用地関係

①用地の取得未了

a.場所・範囲： b.取得見込み時期：

c.期日までに用地取得できない場合の対応：

②保安林解除や用地規制等

a.場所・範囲： b.解決見込み時期：

c.当面の対応：

③官民境界の未確定部分

a.場所・範囲： b.協議状況、確定見込み：

④用地の借地及び官有地等の使用

a.場所・範囲： b.期間：

c.復旧条件：

(4) 環境対策関係

①自然環境及び景観等保全のための制約

a.要因：新宿御苑の運営 b.対象箇所：新宿御苑内全域

c.制約内容：来園者の往来

②公害防止のための制限

a.対象工種： b.対象箇所：

c.制限内容：

③水替、流入防止施設

a.対象工種： b.対象箇所：

c.制限内容：

④濁水、湧水等の特別処理

a.対象工種： b.対象箇所：

c.処理方法：

⑤事業損失懸念

a.懸念事項： b.事前・事後調査の有無：

c.調査箇所： d.調査方法：

(5) 安全対策関係

①交通安全施設等の指定

a.規制内容：園路の通行

b.規制箇所：日本庭園内

- c.規制期間：開園日、開園時間中
- ②交通誘導警備員の配置
 - a.対象要因： b.対象箇所：
 - c.対象期間： d.その他
- ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a.対象施設・管理者： b.対象箇所：
 - c.施工条件： d.その他（協議状況他）：
- ④防護施設等
 - a.必要な防護施設： b.危険要因：
 - c.対策内容： d.対象工種：
 - e.対象期間： f.その他：
- ⑤保安設備及び保安要員の配置
 - a.対象工種： b.対象箇所：
 - c.対象期間： d.対象要因：
 - e.その他
- ⑥発破作業等の制限
 - a.制限内容
- ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
 - a.対策内容
- ⑧高所作業の対策
 - a.対策内容 ヘルメット、安全帯の着用
- ⑨砂防工事の安全確保対策
 - a.対策内容
- (6) 工事用道路関係
 - ①一般道路の搬入路使用
 - a.経路： b.制限内容：
 - c.占用する際の関係機関協議： d.その他：
 - ②仮道路の設置
 - a.区間： b.構造等の指定：
 - c.必要な維持補修内容： d.その他：
 - ③工事用道路の使用制限
 - a.対象区間： b.対象期間・時間
 - c.制限内容： d.その他
- (7) 仮設備関係
 - ①他の工事に引き継ぐ場合
 - a.仮設備の名称： b.引継ぎ先の受注者
 - c.撤去・損料などの条件： d.維持管理条件

e.引き渡し等の時期： f.その他

②引き継いで使用する場合

a.内容： b.時期：

c.条件： d.その他：

③構造及び施工方法の指定

a 対象物： b.存置期間：

c.規模・企画・数量等： d.施工方法：

e.その他：

④設計条件の指定

a.対象物： b.設計条件：

c.その他

⑤除雪

a.対象箇所： b.対象期間：

c.制限内容： d.その他

(8) 建設副産物関係

①建設副産物情報交換システムの活用

監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。

②建設発生土情報交換システム登録対象

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。

③再生資材の活用の明示

a.資材名： 竹竿、よしず

b.規格：c.使用箇所： d.その他：

④建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
土工	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

基礎	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体構造	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体付属品	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他（ ）	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

⑤建設発生土の受入地への搬出

- a.搬出箇所・距離： b.受入地名：
c.受入条件： d.その他：

⑥建設発生土の他工事への搬出

- a.搬出箇所・距離： b.受入地名：
c.受入条件： d.その他：

⑦他工事からの建設発生土利用

- a.他工事情報： b.受入条件：
c.受入時期： d.その他：

⑧土壌汚染対策法の届出

- a.対象の有無： b.場所・範囲・面積：
c.該当工種： d.発生量：
e.その他：

(9) 工事支障物件関係

①占用物件等の工事支障物件

- a.物件名： b.物件管理者（連絡先等）：
c.物件位置： d.物件管理者との協議状況：
e.移設時期： f.その他：

(10) 薬液注入関係

①薬液注入

- a.工法条件： b.注入管理：

c.産業廃棄物が発生した場合の処分方法：

d.地下埋設物がある場合の防護方法：

e.周辺環境影響調査：

(11) イメージアップ経費

①率計上内容

a.仮設備関係

揚水・電力等の供給設備、緑化・花壇、ライトアップ施設

見学路及び椅子の設置、昇降設備の充実、環境負荷の低減

b.営繕関係

現場事務所の快適化、労働者宿舍の快適化

デザインボックス（交通誘導警備員待機室）

現場休憩所の快適化、健康関連設備及び厚生施設の充実等

c.安全関係

工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（警報機等）

盗難防止対策（警報機等）、避暑・防寒対策

d.地域とのコミュニケーション

完成予想図、工法説明図、工事工程表

デザイン工事看板（各工事 PE 看板含む）

見学会等の開催（イベント等の実施含む）

見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営

パンフレット・工法説明ビデオ

地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、社会貢献

②積上計上内容：

(12) その他

①工事前資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）

a.資機材の種類：青竹、木材

b.保管・仮置き場所：菊栽培所管理ヤード内、監督職員の指示のもと

c.期間：履行期限まで

d.保管方法：雨よけ、日焼け養生

②工事現場発生品

a.品名・数量：青竹、木材、よしず

b.再使用の有無：菊栽培で使用するものについては監督職員の指示のもと残置。

c.引き渡し時期・場所：履行期限までに菊栽培所管理ヤード内にて監督職員立会いのものと行う。

③支給品・貸与品

a.品名・数量：支給品：よしず、竹竿

b.貸与品：運搬車、散水ポンプ

- c.使用場所：新宿御苑園内
- ④新技術・新工法・特許工法の指定
- a.工法名称： b.施工場所：
- c.施工条件： d.NETIS 番号：
- e.その他：
- ⑤指定部分の引き渡し
- a.指定部分： b.引き渡し日：
- c.その他
- ⑥部分使用
- a.使用箇所： b.使用条件：
- c.使用期間：
- ⑦給水
- a.関係機関名： b.協議時期：
- c.取水箇所： d.取水時期：
- e.取水方法： f.その他：
- ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
- 可 設置条件：菊栽培所管理ヤード内
- 不可 想定休憩場所等：
- ⑨監督職員事務所の設置
- a.場所： b.規格：
- c.設置期間： d.備品・設備等：
- e.その他：
- ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
- a.工事用水：利用できる（有償、無償）、利用できない
- b.工事用電力：利用できる（有償、無償）、利用できない
- ⑪資材置場や作業場等
- a.場所：菊栽培所管理ヤード内
- b.期間：契約日から履行期限まで
- c.制限内容：
- d.その他

4. 土工

- (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、以下に場所においては重機等の出入りは避ける。（日本庭園内 芝地 ）

(4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。

(5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。
(条件：)

5. 無筋・鉄筋コンクリート

(1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所
異形鉄筋	SD295A		
	SD345		
	SD390		

(2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。

- ①重ね継手：部位 ()、径 ()
- ②ガス圧接：部位 ()、径 ()
- ③ : 部位 ()、径 ()

(3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。
(超音波試験、引張試験)

(4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。
設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$ スランプ 適用箇所

(5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。
設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$ スランプ 適用箇所

(6) セメントの種類は下記による。

- 種類 適用箇所
- 普通ポルトランドセメント
- 高炉セメント
- フライアッシュセメント

(7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

(1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。

(2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。

(3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。

- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。
- ①薬剤指定：有（ ）、無（条件： ）
- ②性能区分： JAS： 、 AQ：
- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（(公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品）を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（ 1/2、 ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
- （人工乾燥処理： %、天然乾燥処理： %）

7. 工事共通

(1) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(2) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(3) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成22年10月8日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。
- a.荷積み地予定地：図示、
- b.荷積み地の整備：要（コンクリートパネル設置、）、不要
- c.荷卸し地の整備：要（ジャンプ台設置、伐倒・刈払い）、不要
- d.夜間繫留ヘリポート：有（図示）、無
- e.運搬距離：片道水平距離：（m）、積み卸し地点間の標高差：（m）

f.運搬資材：□コンクリート・骨材等のバケット詰資材、□鋼材、木材、その他

8. 基盤整備

□(1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

□(1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。

☑(2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。

①防腐処理：□有・☑無

②防腐処理方法：

□(3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。

①客土材：

10. 施設整備

□(1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。

①舗装種類：

□(2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。

① 舗装種類：

□(3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。

□(4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。

①施設種類：